

「まん延防止等重点措置」期間における 区民の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の点などに、ご協力をお願いします。

- 日中も含めた不要不急の外出・移動は控えてください。
- 混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- 飲食の間も会話をしている際は、マスクの着用を徹底してください。



▲まん延防止等
重点措置について
(内閣官房HP)

区の対応について

感染拡大を防止するため、一部の施設で開館時間の短縮、新規予約・夜間利用の停止を行います。また、区主催のイベント・事業等の一部を中止します。区立施設の利用や区主催イベント・事業等の実施状況については、区HP(右記二次元コード)よりご確認ください。



▲区HP

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

【申請期間(予定)】5月17日(月)～4年2月28日(月)

※児童扶養手当の受給資格がある方には、個別に案内を送付します。

※申請書は5月17日(月)から、区HPでダウンロードできます。

給付額	対象	申請	添付書類	支給日
児童1人あたり 5万円	①3年4月分の児童扶養手当が支給される方	不要	不要	4月28日(水)から順次
	②公的年金等を受給しており、3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方	要	・ひとり親世帯であることが分かる書類(戸籍謄本等) ・申請者の口座が分かる物	申請から 1～2か月後
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方		・受給年金額が分かる書類 ・収入額が分かる書類(2年2月以降の任意の1か月の収入について分かる給与明細・帳簿等(③のみ))	

※その他、必要に応じて追加で書類の提出を依頼する場合があります。

※上記以外の住民税非課税の子育て世帯分については、詳細が決まり次第、お知らせします。

【問合せ】厚生労働省コールセンター「子育て世帯生活支援特別給付金」

TEL 0120-400-903

台東区子育て・若者支援課 TEL (5246) 1232

「新ビジネスチャレンジ支援」 による助成金支援を行います

区内中小企業が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たなビジネスへチャレンジする場合の経費の一部を助成します。【対象企業】新型コロナウイルス感染症により売上高が減少している、区内に本店(法人)、事業所(個人事業主)がある中小企業および区内に営業の本拠を有する中小企業 【対象事業】新しい生活様式に向けた事業および事業転換および多角化等による事業、新型コロナウイルス感染症に対する事業ほか 【助成限度額】A型(少額助成)は20万円、B型(高額助成)は100万円(助成率3分の2) 【対象経費】設備工事費、委託費・外注費、備品費等

【審査方法】A型は書類審査、B型は書類審査および面接審査

【受付期間】4月19日(月)～5月31日(月)※詳しくは、区HPをご覧ください。

【問合せ】台東区産業振興事業団経営支援課企業・人材育成担当

TEL (5829) 4124



コロナ禍において、さまざまな不安や負担を抱えている若年の方から高齢の方まで、すべての世代の女性を支援するため、相談会の実施と生理用品の配布を行います。

コロナ禍における女性支援のための相談会

【日時】4月23日(金)午後3時～7時、24日(土)・25日(日)午前10時～午後3時、26日(月)午後3時～7時※最終受付は終了30分前まで 【対象】次の全てに該当する方 ①区内在住か在勤(学)である ②生活困窮、DV、ひとり親家庭支援、就労、こころの健康等の相談を希望する方 【場所】男女平等推進プラザ(生涯学習センター4階)

【相談方法】面接相談、電話相談、Zoomによるオンライン相談※Zoomによるオンライン相談のみ予約が必要です。※相談者の希望により、生理用品を配布します。※詳しくは、区HPをご確認ください。

【問合せ】人権・男女共同参画課 TEL (5246) 1116

男女平等推進プラザ TEL (5246) 5816



コロナ禍で経済的に困りの方へ生理用品を配布します

【配布場所】くらしの相談課区民相談室(区役所1階)、保護課(区役所2階9番)、子育て・若者支援課(区役所6階6番)、男女平等推進プラザ(生涯学習センター4階)、日本堤子ども家庭支援センター、台東保健所保健サービス課(台東保健所2階)

【配布方法】配布窓口にて専用カードを設置していますので、ご提示ください。※1人につき、原則1パック 【配布開始日】4月23日(金)(なくなり次第終了) ※詳しくは、区HPをご確認ください。

【問合せ】子育て・若者支援課 TEL (5246) 1237



「産後ケア事業」が拡充されました

区では出産後、「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安」「出産や育児の疲れから体調がよくない」「赤ちゃんの育児や授乳について相談したい」などの理由で育児に不安がある方を対象に、助産師などのアドバイスを受けながら育児方法を学んだり、育児の不安を軽減していただく場として、産後ケアを実施しています。

●事業の種類が増えます

3年度から、これまで実施していた「宿泊型」および「外来型乳房ケア」に「日帰り型」と「訪問型乳房ケア」を追加し、合計4種類で実施します。

・**宿泊型** 実施施設に宿泊して、ママや赤ちゃんのケア、授乳相談や育児相談などを受けることができます。

・**日帰り型(新規)** 実施施設に日中滞在して、ママや赤ちゃんのケア、授乳相談や育児相談などを受けることができます。

・**外来型乳房ケア** 実施施設の外来で助産師による授乳相談や育児相談などを受けることができます。

・**訪問型乳房ケア(新規)** 自宅で助産師による授乳相談や育児相談などを受けることができます。

●乳房ケアの対象期間と利用上限が拡大されます

3年度から、これまで出産後4か月未満としていた「外来型乳房ケア」と「訪問型乳房ケア」の対象期間を出産後1年未満までに、利用上限を3回から合計6回に拡大します。詳しくは、区HPをご確認ください。

【問合せ】浅草保健相談センター TEL (3844) 8177



広報たいとう5月5日号(No.1276)の発行日は、5月6日(木)になります